

教育振興基本計画の体系

教育振興基本計画			
大項目 (基本的方向性)	中項目 (基本施策)	小項目 (施策)	かわさき教育 プラン対応
社会全体で教育の向上に取り組む	学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる	1 地域ぐるみで学校を支援子どもたちをはぐくむ活動の推進	●
		2 家庭・地域と一体になった学校の活性化	●
		3 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり	●
		4 青少年を有害環境から守るための取組の推進	●
		5 関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進	●
		6 企業等と教育関係者の相互理解・連携・協力の拡大	●
	家庭の教育力の向上を図る	7 子育てに関する学習機会の提供など家庭の教育力の向上に向けた総合的な取組の推進	●
		8 幼稚園等を活用した子育ての支援の推進	●
	人材育成に関する社会の要請に応える	9 地域の人材や民間の力も活用したキャリア教育・職業教育、ものづくりなど実践的教育の推進	●
		10 専門学校等における職業教育の推進	
		11 大学・短期大学・高等専門学校・専修学校等における専門的職業人や実践的・創造的技術者の養成の推進	
		12 産業界・地域社会との連携による人材育成の強化	
	いつでもどこでも学べる環境をつくる	13 図書館・博物館の活用を通じた住民の学習活動や個人と地域の自立支援の推進	●
		14 公民館等の活用を通じた地域の学習拠点づくり	●
		15 持続可能な社会の構築に向けた教育に関する取組の推進	●
		16 人権教育の推進、社会的課題に対応するための学習機会の提供の推進	●
		17 地域における身近なスポーツ環境の整備	●
		18 「学び直し」の機会の提供と学習成果を社会で生かすための仕組みづくり	●
個性を尊重しつつ能力を伸ばし、個人として、社会の一員として生きる基盤を育てる	知識・技能や思考力・判断力・表現力、学習意欲等の「確かな学力」を確立する	19 学習指導要領の改訂と着実な実施	
		20 総合的な学力向上策の実施	●
		21 教科書の改善	
		22 全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援等	
	規範意識を養い、豊かな心と健やかな体をつくる	23 学校現場の創意工夫による取組への支援	●
		24 道徳教育の推進	●
		25 伝統・文化等に関する教育の推進	●
		26 学校における体育及び運動部活動の推進	●
		27 全国体力・運動能力等調査の実施と体力向上の取組の推進	●
		28 地域における身近なスポーツ環境の整備	●
		29 食育の推進、地域の医療機関等との連携による心身の健康づくり	●
		30 環境教育の推進	●
		31 勤労観・職業観や知識・技能をはぐくむ教育(キャリア教育・職業教育)の推進	●
		32 体験活動・読書活動等の推進	●
	教員の資質の向上を図るとともに、一人一人の子どもに教員が向き合う環境をつくる	33 いじめ、暴力行為、不登校、少年非行、自殺等に対する取組の	●
		34 不登校の子ども等の教育機会についての支援	●
		35 メリハリある教員給与体系の推進	●
		36 教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり	●
		37 教員養成・研修等の推進	●
		38 教員免許更新制の円滑な実施	●
	教育委員会の機能を強化するとともに、学校の組織運営体制を確立する	39 教員評価の推進	●
		40 優秀教員表彰の推進	●
		41 指導が不適切な教員に対する厳格な人事管理	●
		42 教育委員会の責任体制の明確化	●
	幼児期における教育を推進する	43 市町村への権限の移譲	●
		44 新しい職の設置等による学校の組織運営の改善	●
		45 学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善	●
		46 家庭・地域と一体になった学校の活性化	●
	特別なニーズに対応した教育を推進する	47 認定こども園の活用など幼児教育を受けられる機会の提供の推進	●
		48 幼児教育全体の質の向上	●
		49 幼児教育の無償化の検討を含む保護者負担の軽減	●
			50 幼稚園等を活用した子育てへの支援の推進
		51 特別支援教育の推進	●
		52 外国人児童生徒等の教育及び海外子女教育の推進	●

教育振興基本計画の体系

教育振興基本計画			
大項目 (基本的方向性)	中項目 (基本施策)	小項目 (施策)	かわさき教育 プラン対応
教養と専門性を備えた知性豊かな人間を養成し、社会の発展を支える	社会の信頼に応える学士課程教育等を実現する	○ 53 社会からの信頼に応え、求められる学習成果を確実に達成する学士課程教育等の質の向上	
		54 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上	
		55 高等学校と大学等との接続の円滑化	
	世界最高水準の卓越した教育研究拠点を形成するとともに、大学院教育を抜本的に強化する	○ 56 世界最高水準の卓越した教育研究拠点の形成	
		57 大学院教育の組織的展開の強化	
		58 若手研究者、女性研究者等が活躍できる仕組みの導入	
	大学等の国際化を推進する	○ 59 留学生交流の推進	
		60 大学等の国際活動の充実	
	国公立大学等の連携等を通じた地域振興のための取組などの社会貢献を支援する	○ 61 複数の大学間の連携による多様で特色ある戦略的な取組の支援	
		62 生涯を通じて大学等で学べる環境づくり	
		63 地域の医療提供体制に貢献するための医師育成システムの強化	
	大学教育の質の向上・保証を推進する	64 事前評価の的確な運用	
		65 共通に身に付ける学習成果の明確化と分野別教育の質の向上	
		66 大学評価の推進	
大学等の教育研究を支える基盤を強化する	67 大学等の教育研究を支えるとともに、高度化を推進するための支援		
	68 大学等の教育研究施設・設備の整備・高度化		
	69 時代や社会の要請に応える国立大学の更なる改革		
子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する	安全・安心な教育環境を実現する	○ 70 学校等の教育施設の耐震化等の安全・安心な施設環境の構築	●
		71 地域のボランティア等との連携による学校内外の安全確保	●
		72 放課後や週末の子どもたちの体験・交流活動等の場づくり	●
	質の高い教育を支える環境を整備する	73 学校図書館の整備の推進	●
		74 教材の整備の推進	
		75 学校の情報化の充実	●
		76 教育に関する研究成果等の蓄積・活用	●
	私立学校の教育研究を振興する	○ 77 私学助成その他の総合的な支援	
		78 私立大学における教育研究の振興	
		79 学校法人に対する経営支援	
	教育機会の均等を確保する	○ 80 奨学金事業等の推進	
81 学生等に対するフェローシップ等の経済的支援の推進			
82 幼児教育の無償化の検討			
83 私学助成その他の私立学校に対する支援			
		84 民間からの資金の受入れ促進等のための取組の推進	

※「中項目」右列の○印は、教育振興基本計画において「特に重点的に取り組むべき事項」として挙げられている施策

※「かわさき教育プラン対応」の●欄は、かわさき教育プランに位置づけられている施策